

特別養護老人ホーム優愛の家

運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人優愛福祉会が設置する特別養護老人ホーム優愛の家（以下「施設」という。）において実施するユニット型指定介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者又は医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員（以下「従業者」という。）が、入居者に対して適切なユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

2 入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。

4 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

5 サービスの提供の終了に際しては、入居者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム優愛の家
- (2) 所在地 岩手県奥州市前沢字竹沢147番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 施設長 1名

管理者は、事業における従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行

う。

(2) 医師 嘱託医師 1名

医師は、入居者の診療、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、施設の入退所に係る面接手続き・相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び指導、苦情・相談対応、関係機関との連絡・調整を行う。

(4) 介護職員及び看護職員

ア 介護職員 看護職員を含め基準を満たす数で配置する

介護職員は、入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

イ 看護職員 2名以上

看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、健康管理及び保健衛生業務を行う。

(5) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、栄養マネジメントにおける栄養ケア計画及び栄養計算、献立の立案等を行い、入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(7) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、入居者の課題分析、サービス担当者会議の開催、適切なサービスが提供されるよう第6条(1)のサービス計画を作成及び実施状況を把握するとともに、家族や医療機関等との連絡・調整を行う。

(8) 事務員 1名 施設の庶務及び会計事務を行う。

(入居定員並びにユニット数及びユニットごとの入居定員)

第5条 施設の入居定員は39名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

| | | | |
|-----------------|-------|-------|-----|
| (1) ユニット数 | 4ユニット | | |
| (2) ユニットごとの入居定員 | 内訳 | Aユニット | 10名 |
| | | Bユニット | 10名 |
| | | Cユニット | 9名 |
| | | Dユニット | 10名 |

(サービスの内容及び費用の額)

第6条 施設は、施設サービス計画に基づき、次の各号に定めるサービス提供を行う。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 介護
- (3) 食事の提供
- (4) 相談及び援助
- (5) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (6) 入居者が選択する特別な食事の提供
- (7) 理美容サービス
- (8) 社会生活上の便宜
- (9) 機能訓練
- (10) 健康管理
- (11) 口腔衛生管理
- (12) その他必要な援助

2 サービスを提供した場合の費用の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その入居者の負担割合による支払いを受けるものとする。また、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。なお、本項各号のうち消費税法の定めにより非課税となるものを除き、別途消費税及び地方消費税を徴する。

- (1) 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。(日額)
朝食 450円/回、昼食 650円/回、夕食 600円/回 おやつ100円
ただし、入居者が負担限度額の認定を受けており、あらかじめ認定証の提示があった場合にはその限度額を上限とする。
- (2) 居住費については、1日2,066円を徴収する。
ただし、入居者が負担限度額の認定を受けており、あらかじめ認定証の提示があった場合にはその限度額を上限とする。なお、入院期間中の居住費など、負担限度額適用の対象外期間についてはこの限りではない。
- (3) その他、理美容代や個人の嗜好によるもの、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものについて、別表のとおり定める。

2 契約期間中、医療機関に入院するなど入居者が施設に不在になる場合であっても、前項(2)の居住費を徴する。

3 利用料金は月ごとの清算とし、毎月末で締め、翌月20日までに、第1項に係る利用料金の明細を記した請求書により請求するものとする。この請求を受けた入居者は請求月の月末までに支払うものとし、この支払に係る手数料は入居者が負担するものとする。

4 施設が利用料金の支払いを受けたときは、第1項に係る利用料金の明細を記した領収書を交付するものとする。

5 施設は、サービスの提供にあたって、あらかじめ入居者またはその家族に対しサービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を説明した上で、入居者の同意を得るものとする。なお、施設が利用料金の変更を行う場合も同様とする。

6 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(外出及び宿泊又は面会)

第7条 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

3 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(施設の利用)

第8条 入居者は、施設の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の入居者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

2 入居者は、施設においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

3 入居者、家族等は施設において次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(6) 他の入居者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(7) その他管理上必要な指示に従わない言動を行うこと。

4 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(協力病院等)

第9条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生

じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2 入居者にサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 前項の訓練は、可能な限り消防署や消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の適正化のための対策)

第12条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると

ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理)

第13条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 施設内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

(個人情報保護)

第14条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏洩しない。

2 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を保護する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報の保護すべき旨を従業者と雇用契約の内容とする。

4 施設は、入居者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に入居者に関する心身・病状等の情報を提供できるものとする。

5 入居者が退所し在宅に戻る場合、居宅介護支援事業所等に対して入居者に関する情報の提供をする場合は、入居者又はその家族の承諾を得る。

(苦情処理)

第15条 施設は、その提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な

措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び施設内に掲示する等により入居者及びその家族に周知する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、提供したサービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第16条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情等に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止)

第17条 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時等における対応方法)

第18条 施設の従業者は、サービスの提供時等において、入居者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに囑託医、主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

2 入居者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族及び必要な関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 入居者に対するサービスの提供時に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(損害賠償責任)

第19条 施設は契約に基づくサービスの実施にともなって自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について、賠償の責を負う。ただし、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を踏まえて相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができる。

2 入居者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合には、施設は損害賠償を免れる。

3 入居者又はその家族が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の行ったことに専ら起因して損害が発生した場合は、施設は損害賠償を免れる。

4 入居者が、急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合は、施設は損害を免れる。

5 入居者又はその家族が、施設側が入居者本人または他の利用者または施設を守るために行う指示、行動の制限、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合、施設は損害賠償を免れる。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第21条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対しサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保管するものとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 提供したサービスの内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得な

い理由の記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して摂った処置についての記録

(その他運営に関する事項)

第22条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

2 前項の従業者の体制を定めるに当たっては、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとし、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から業務の執行体制についても検証、整備する。

3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

①採用時研修 採用後1か月以内

②継続研修 研修計画に基づき実施

4 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人優愛福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

別表

| 内 容 | 費 用 額 |
|------------------------------|--|
| 理美容代 | 実 費 |
| 個人の嗜好によるもの | 実 費 |
| 受診費の立替事務手数料 | 1 回 250 円 |
| お薬代の立替事務手数料 | 1 回 250 円 |
| 受診の交通費（嘱託医以外への受診の場合で奥州市前沢地区） | 1 回 1,100 円 |
| 受診の交通費（奥州市前沢地区以外） | 1 回 2,200 円 |
| 受診の交通費（北上市、一関市） | 1 回 3,300 円 |
| 行事以外の希望による外出（交通費として、奥州市内に限る） | 前沢地区 1 回 1,100 円 前沢地区以外 1 回 2,200 円 |